

# 福利厚生とくしま

平成30年3月1日発行 No. 102



## 徳島県立阿南光高等学校

—未来を創造する力—

阿南光高校は、阿南市の阿南工業高校と新野高校の両校を再編統合して2018年4月に開校します。新校舎は、現阿南工業高校校地に建設されています。鉄筋コンクリートの4階建てで、全長が140メートルもあり、県内最長となります。校名には、明るく光り輝く未来に向け、若い力で地域とともに光の意味を見い出していく学校となる願いが込められています。

工業科と産業創造科の2つの大学科があります。工業科は、機械ロボットシステム科、電気情報システム科、都市環境システム科の3科からなり、産業創造科は、総合サイエンス系、地域クリエイティブ系、バイオサイエンス系、フードデザイン系、情報ビジネス系の5系からなります。両校がこれまで培ってきた教育を継承するとともに、6次産業化をはじめとした「ものづくりを重視した教育」、「農工商一体の特色ある教育」、「地元企業・大学等と連携した教育」を行います。地方創生の原動力となる地域の未来を担う人財を育成するとともに、地域産業の振興に貢献する生徒を育てます。



## CONTENTS

平成30年度保健福祉事業等の概要	2	交通事故・公務災害などにあったら?	11
企画調整担当よりお知らせ	4	年金に関するお知らせ	12
防ごう公務災害!	5	健康相談事業が平成29年11月からリニューアル	13
退職手当について	6	健康支援担当より	14
ペンリレー No.7	7	平成30年度も歯科検診を受けましょう	15
財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の		特定保健指導を受けましょう!!	16
継続適用特例制度について	8	互助組合ウインターパーティー	17
長時間労働にかかる心身の健康保持について	9	互助組合からのお知らせ カフェテリアプラン助成事業	18
職場で取り組む健康づくり出前講座	9	第21回ニューイヤーコンサート	19
給付・年金第二担当からのお願い	10	互助組合貸付利率を引き下げます	20

発行 /  公立学校共済組合徳島支部・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <http://www.kouritu.go.jp/tokushima/>

ご家庭の方とお読みください

公立学校共済組合徳島支部

検索 

「福利厚生とくしま」は、徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

## 平成30年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、平成30年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。  
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康 管理 関係	1	人間ドック	30歳以上の組合員を対象に、短期人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。 1日コース 個人負担 四国中央病院 1日 (210人) 4,900円 徳島赤十字病院 1日 (210人) 7,100円 沖の洲病院 1日 (1,290人) 7,300円 とくしま未来健康づくり機構 1日 (200人) 7,700円 (徳島県総合健診センター) 徳島検診クリニック 1日 (700人) 7,300円 阿南共栄病院 1日 (70人) 9,700円 伊月健診クリニック 1日 (1,210人) 7,900円 ハウエツ病院 1日 (50人) 7,600円 鳴門病院 1日 (120人) 9,600円 徳島クリニック 1日 (50人) 7,000円 虹の橋病院 1日 (440人) 7,000円 碩心館病院 1日 (20人) 4,900円 岩城クリニック 1日 (20人) 6,400円 近藤内科病院 1日 (60人) 7,000円 徳島県農村健康管理センター 1日 (20人) 8,800円 徳島平成病院(博愛記念病院) 1日 (30人) 6,900円 近藤外科内科病院 1日 (20人) 4,900円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	2	脳ドック	43歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 個人負担 阿南共栄病院 1日 (40人) 12,400円 沖の洲病院 1日 (110人) 5,100円 鳴門病院 1日 (40人) 9,000円 伊月健診クリニック 1日 (100人) 1,700円 虹の橋病院 1日 (100人) 4,900円 徳島赤十字病院 1日 (20人) 9,500円 ハウエツ病院 1日 (10人) 4,500円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合
	3	被扶養配偶者ドック	30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。 四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋病院 個人負担は、13,000円～31,000円	7月～12月	共済組合員の被扶養配偶者 (160人)	共済組合
	4	婦人がん検診	組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)	7月～10月	共済組合員	県 共済組合
	5	歯科健診	組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 1,800人	8月～10月	共済組合員	共済組合
健康 づくり 関係	6	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業 出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり関係	7	こころと体のリフレッシュ講座	日頃のストレスに対する知識を理解し、対処方法を取得するために講座を実施する。	年間	共済組合員	県共済組合
	8	メンタルヘルスマネジメント支援講座	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるための講座を実施する。	年間	共済組合員	県共済組合
	9	生活習慣病予防セミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	10	肩こり・腰痛予防セミナー	肩こり・腰痛の予防・解消を図ることを目的として実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	11	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島（徳島・阿南・鴨島） OKスポーツクラブ（徳島市山城・北田宮・藍住・脇町）	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	12	ヘルスアップセミナー	心身の健康増進を図ることを目的に、リラクゼーション及びエクササイズを取り入れた実践的なセミナーを実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	13	ヘルスアップセミナー講師派遣事業	10人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。人数：要相談	年間	共済組合員	共済組合
文化・教育関係	14	教職員生涯生活設計支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の教職員	県
	15	やすらぎの宿泊利用補助	指定した宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき（出張は除く）、3,000円を補助する。 ※年度内何回でも利用できる。 <u>（徳島市の千秋閣を追加）</u>	年間	共済組合員	共済組合
	16	スポーツ・レクリエーション大会	郡市でスポーツ・レクリエーション大会を実施する。	6月～12月	共済組合員	共済組合
	17	カフェテリアプラン助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回10,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
	18	保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
	19	組合員生活講座助成	組合員が郡市別単位で開催する生活講座に対して助成する。	7月～1月	共済組合員	共済組合
	20	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化舞台公演」	年1回	互助組合員 及び県民全般	互助組合
21	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合	

平成30年度 新規事業			実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
お笑い健康ウォーキング	ウォーキングを生活習慣に取り入れることにより、運動不足を解消し、メタボリックシンドロームの予防と心身のリフレッシュを図る。	秋	共済組合員 100人	共済組合 互助組合	

★平成29年度分のカフェテリアプラン助成金の申請書提出は活動終了後、速やかにお願ひします。

★\_\_\_\_\_は、平成30年度より変更となりました。

# 企画調整担当よりお知らせ

## ●平成30年度掛金・負担金の割合等

平成30年4月から8月

(単位：千分率)

短期（福祉事業に係る負担金を含みます。）				介護			
・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金		・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金	
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)		一般組合員	地方公共団体	
計	44.5100	44.7000	0.1900	計	5.91	5.91	
内 訳	短 期	43.1000	43.1000	—	内 訳	介 護	5.91
	育休・介護公的負担	—	0.1900	0.1900			
	福 祉	1.4100	1.4100	—			

(単位：千分率)

厚生年金保険				退職等年金				経過の長期			
・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金		・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金	・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	負担金			
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)		一般組合員	地方公共団体		地方公共団体			
計	89.9300	128.9300	39.00	計	7.5000	7.5000	計	0.1035			
内 訳	保険料	89.9300	89.9300	—	内 訳	退 職	7.5000	7.5000	内 訳	公務等給付負担金	
	基礎年金公的負担	—	39.0000	39.0000							0.1035

平成30年9月から

(単位：千分率)

短期（福祉事業に係る負担金を含みます。）				介護			
・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金		・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金	
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)		一般組合員	地方公共団体	
計	44.5100	44.7000	0.1900	計	5.91	5.91	
内 訳	短 期	43.1000	43.1000	—	内 訳	介 護	5.91
	育休・介護公的負担	—	0.1900	0.1900			
	福 祉	1.4100	1.4100	—			

(単位：千分率)

厚生年金保険				退職等年金				経過の長期			
・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金		・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	掛金	負担金	・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等	負担金			
	一般組合員	地方公共団体	(育児休業者)		一般組合員	地方公共団体		地方公共団体			
計	91.5000	130.5000	39.0000	計	7.5000	7.5000	計	0.1035			
内 訳	保険料	91.5000	91.5000	—	内 訳	退 職	7.5000	7.5000	内 訳	公務等給付負担金	
	基礎年金公的負担	—	39.0000	39.0000							0.1035

## ○公立学校共済組合ホームページのリニューアルについて

利便性が高く、幅広く多くの方に使用してもらえるウェブサイトを構築することを目的に、平成30年4月1日からリニューアル後のホームページを公開します。

ホームページアドレスは次のとおりです。

- ①全体トップページ <https://www.kouritu.or.jp>
- ②支部トップページ <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>

## 平成30年1月から 貸付利率が下がります!

皆さまのかねてからのご要望にお応えして、平成30年1月から、全ての貸付種別において貸付利率を引き下げることとなりました!

新規に貸付けを受ける方はもちろん、既に借りている方も、手続き不要で利率が下がります。既に借りている方には、新しい償還表をお送りしています。

### ■お問い合わせ先■

徳島県教育委員会 福利厚生課内  
公立学校共済組合徳島支部  
貸付担当 TEL 088-621-3179

	平成 29 年 12 月まで 適用される利率	平成 30 年 1 月以降に 適用される利率
一般・特別・住宅・教育・医療・ 結婚・葬祭貸付け	2.72% (保証料*1率0.06%を含む。)	1.32%*2 (保証料*1率0.06%を含む。)
住宅災害・災害貸付け	1.72%	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	2.46%	1.06%

\*1 保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

\*2 貸付利率は、見直し時点の利率です。今後、金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

\*3 阪神・淡路大震災に伴う貸付けおよび東日本大震災に伴う貸付け等、上表に記載のない利率については、当共済組合ホームページをご覧ください。

# 防ごう公務災害!

～ちょっとした油断が大ケガにつながります～

## ⚠️ 増加中! 学校現場の 事故件数

今年度は、学校現場からの公務災害認定請求の受付件数が増加傾向にあり、**前年度比 1.5倍!**  
なかには、手術やリハビリを必要とする、深刻なケースも見受けられます。(平成30年1月末現在)

**授業 や 行事関連、作業直後**の事故、生徒への**指導や接触**がきっかけとなる事故、**急激な動作の反動**等、教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます!  
当年度の災害発生事例を参考に、日頃から、災害の発生防止に努めましょう。



## ⚠️ 最後まで 油断禁物! 「通常業務」

### ● 全ての学校 で起こりうる事故

- 1 授業を終え、両手に教材の束を抱え階段を降りる途中、階段縁の滑り止めにつまずき、床に落下
- 2 教室のワックスがけのため床を洗浄していたところ、床にまいた溶剤に足をとられて転倒
- 3 教室背面への掲示作業中、ロッカーから降りるためパイプ椅子に足を乗せたところ、椅子が壊れ、床に落下

### ● 体育の授業中 に起こりうる事故

- 4 ドッジボール指導中、ボールを避けようと片足を軸に回転したところ、軸足に激痛が走り負傷
- 5 ゲーム競技指導中、バランスを崩して足首と膝を捻り転倒
- 6 ソフトボール指導中、守備でゴロ打球を処理しようとしたところ、ボールで指をついて負傷

### ● 部活動指導中 に起こりうる事故 ～ 中学校・高校 ～

- 7 バスケットボール部指導中、ボールを拾おうと片足を軸に方向転換したところ、軸足に激痛が走り負傷
- 8 バレーボール部指導中、レシーブの際、ふくらはぎ全体にちぎれるような激しい痛みを感じ、転倒
- 9 剣道部指導中、掛かり手の生徒の攻めを受けて、後方に引いていた足で踏ん張ったところ、負傷

### ● その他 の事故

- 10 帰りの会の準備指導中、児童が突然、背後から飛びついてきたため、衝撃でバランスを崩し負傷
- 11 校庭で樹木剪定の際、脚立から下りようとしたところ、バランスを崩し、地面に落下
- 12 敷地内受水タンクの確認作業中、タンク内に巣を作っていたスズメバチに刺されて負傷

## ⚠️ 災害が 発生したら 事故報告!

公務(通勤)に起因する災害は、公務(通勤)災害となりますので、速やかに福利厚生課へご連絡ください。  
また、公務上の負傷であることが明らかな場合は、医療機関で共済組合員証を使用できません。  
受診時に、病院や調剤薬局では、「公務上の負傷」であることを申し出てください。  
なお、療養中、自己の判断で転院されると、療養費を補償できない場合がありますので、ご注意ください。

地方公務員災害補償基金徳島県支部

検索

# 退職手当について

## ⚠ 退職手当の見直しについて

平成28年度の人事院調査結果を受け、官民均衡を確保するため、国家公務員の退職手当制度が改正され、平成30年1月1日から支給水準が引き下げられています（平均781千円減額）。これに鑑み、本県においても、職員の退職手当に関する条例の改正が、2月県議会に提案され、審議されています。

改正条例が可決された場合は、新しい支給率が適用され、年度内に引き下げが実施される可能性があります。

## ⚠ 年度途中での退職について

本県の退職手当制度上、勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。

このため、定年の誕生日が到来している場合であっても、年度途中での退職は「自己都合退職」となりますので、ご注意ください。

## 1 退職手当の計算方法について

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職日給料月額} \times \text{支給率}) + \text{調整額}$$

$$\uparrow$$
$$(\text{退職事由別} \cdot \text{勤続年数別支給割合} \times \text{調整率})$$

### ◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率（改正案）

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709
31年	35.7399	35.7399	42.31035	44年	47.709	47.709	47.709
32年	36.7443	36.7443	43.81695	45年	47.709	47.709	47.709

注)「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合をいいます。

## 2 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

## ◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額(円)	第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500	第6号 27,100	第7号 21,700
行政職	～ H18.3.31	11級	10級	9級	8級	7級	6級、5級、4級
	H18.4.1～	9級	8級	7級	6級	5級	4級、3級
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級(左記以外)	4級	3級、2級
	役職加算						5
	管理職手当	1種	2、3種	4種	左記以外		
医療職 (二)	給料表		8級	7級	6級	5級(課長補佐)	5級(左記以外)、4級、3級
高等学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)、特2級、2級(在職30年以上)、2級(左記以外)、2級、1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10、10、10、10、5、5
	管理職手当		4種	4種、5種		6種	
小中学校 教育職	給料表		4級	4級	4級(左記以外)	3級	3級(左記以外)、特2級、2級(在職30年以上)、2級(左記以外)、2級、1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10、10、10、10、5、5
	管理職手当		4種	4種、5種		6種	
技能労務 職	～ H18.3.31						6級、5級、4級
	H18.4.1～						5級、4級

### 3 退職手当をラクラク試算

退職手当簡易計算シートを使うと、ご自身の退職手当を簡単に試算できます。  
 教職員福利厚生ポータルサイト ID teacher パスワード kokorook

徳島県立総合教育センター

検索

## ～ペンリレー～ Vol.7

鳴門渦潮高等学校 吉成 浩司 先生

### 「活かし、活かされ」

私は現在、鳴門渦潮高校に勤務しております。鳴門渦潮高校は2012年に鳴門第一高校と鳴門市立工業高校が統合され、新しくスポーツ科学科が設置された学校です。徳島県内屈指のスポーツ施設の整備された学校であり、生徒たちがそういった素晴らしい環境のなかでスポーツに熱心にとり組み、私自身も生徒たちにエネルギーをもらいながら日々「活かされている」と感じています。



さて「活かされている」という言葉ですが、「活かす」という言葉の意味には「役に立たせる」、「長所をださせる」とあります。自分自身が生徒たちにとって役に立っているかはさておき、長所は最大限ひきだしてもらっていると感じます。

私は、サッカーが好きで、高校時代にもサッカーをしておりました。ご存じの通りサッカーは11

人で競技するスポーツで1人では何もできません。味方に活かされ、味方を活かし、単に1+1の足し算で11になっていくのではなく、1×1のかけ算で数が大きくふくれあがるのがサッカーの魅力でもあります。今思うと、チームメイトもとても自分を理解してくれ、自分もそれに応えようとしていたような気がします。

教員となって13年目を迎え、1年目に生まれた子供が中学生になりました。勤務してきた学校ではサッカー部の顧問として活動させていただき、好きなサッカーに存分に関わらせてもらいました。また、生徒たちも拙い指導ながらも一生懸命応えてくれ、自分を活かしてもらってきたなと感じます。まだまだ力不足で生徒たちに活かしてもらうことが多いですが、お互いに理解しながら「活かし、活かされ」のような教員生活をおくっていきたいです。

次は、鳴門高等学校坂田雅也先生お願いします。

# 財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について

## 1 制度概要

平成27年4月1日から、**財形非課税貯蓄（財形年金・財形住宅）制度**における

**「育児休業等取得者の継続適用特例」**制度がスタートしました。

- ◇改正前：定期的な払込みを2年間中断すると、利子等に対する非課税措置を受けられなくなり、長期間の育児休業等取得者が非課税貯蓄を継続できないケースがありました。
- ◇改正後：3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者については、事前に所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できるようになりました。

## 2 対象となる方

**育児休業等の取得により、定期的な払込みが2年以上中断する可能性のある方**

- ※勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）
- ※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。
- ※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）



## 3 手続方法（福利厚生課扱い分）

- ◇書類提出先
- ◇提出書類 ①～④

勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関  
②と③については、各金融機関の所定様式です。  
必ず、事前に **契約金融機関** にご確認ください。



- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式）
- ② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書
- ③ 関連様式（※金融機関により異なる）
- ④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

- ◇福利厚生課への提出期限
  - I 育児休業等取得時 次  
育児休業等の開始日
  - II 育児休業等の期間変更時 次  
当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日
  - III 職場復帰時 次  
復職日

手続時期	提出書類
I 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
II 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
III 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
II→I 育休中に妊娠し、引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

## 4 その他（福利厚生課扱い分）

- a 産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。
  - b 復職後は、直ちに払込再開が必要であることから、控除再開は通年で可とします。
  - c 控除再開時、金額等の変更は可とします。
- ※bとcについては、金融機関により取扱が異なる場合がありますので、契約金融機関にご確認ください。

### 【お問い合わせ・書類提出先】

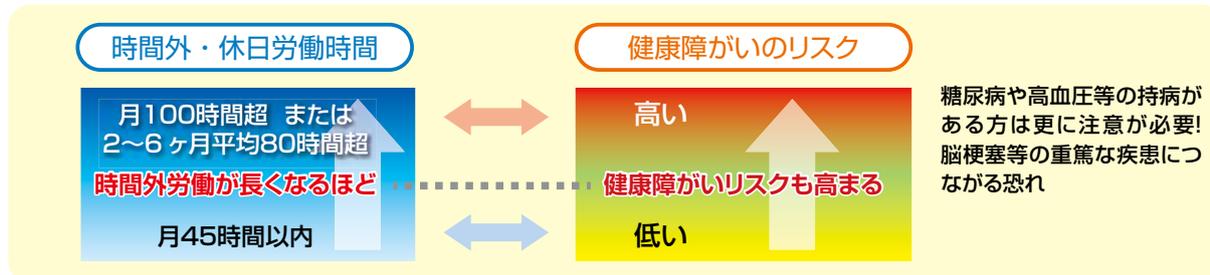
ご不明な点等ございましたら  
事前に、福利厚生課まで  
お問い合わせください

〒770-8570 徳島市万代町1-1（県庁9階）  
**徳島県教育委員会事務局 福利厚生課**（財形担当者）  
〔電話 088-621-3175〕

# 長時間労働にかかる心身の健康保持について

## ◎長時間労働による健康障がいのリスク

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられており、医学的知見からは、ひと月の時間外労働が45時間を超えると、健康障がい（脳、心臓疾患、精神疾患等）のリスクが高まると言われています。



## ◎健康障がいの防止措置について

労働安全衛生法等の規定により、事業者は、一定以上の労働をさせた労働者から申し出があれば、医師による面接指導を行わなければならないことになっています。教職員の皆さんは、面接指導制度が設けられている場合は、積極的に制度を活用し、医師面談を受診するようにしましょう。

## ◎各所属における対応について

事業者（所属長等の管理監督者も含む）には、労働者の安全（健康）に配慮する義務があるとされています。各所属長におかれては、長時間労働が心身の健康に及ぼす影響や事業者の安全（健康）配慮義務に鑑み、所属教職員の労働時間や健康状態を把握し、健康障がいを防止するため、適切に御対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。



## 職場で取り組む健康づくり 出前講座

厚生健康担当

福利厚生課では希望所属に対し、メンタルヘルス及び生活習慣病対策の出前講座を実施しています。

こころやからだからのSOSを早期発見することももちろんのこと、日々の良い生活習慣は費用対効果の高い疾病予防です。出前講座を活用し、職場ぐるみで健康への関心を高め、ひとりひとりが正しい知識に基づいた生活習慣がとれるようにしましょう。

	こころ (メンタルヘルス対策) 教職員相談事業出前講座	からだ (生活習慣病対策) 教職員健康管理支援事業出前講座
開催時期	7月から1月まで	8月から12月まで
申込校	17校	1校
講師	臨床心理士 川瀬公美子先生 福利厚生課保健師及び安全衛生担当職員	福利厚生課保健師
内容	ストレス対処法の講義、メンタルヘルスチェック、リラクゼーションの実技、職場採点、職場環境のグループワークなど	生活習慣病やがん、認知症を予防する方法や健診結果の見方などについての講義、脳トレ実技など
感想	「職場で密にコミュニケーションを取る、頼れる人がいるなどが大切であると感じた」「ストレスをプラスに捉え、前向きに取り組むためのストレス対処法を教えてもらった」「心の健康づくりの大切さを再認識した」「講座で心が和んだと思う」	「健康管理に気をつけなければいけないと改めて感じた」「健康管理に気をつけて取り組もうと思ったが、心に余裕がないのでなかなかできない」「余裕がないときにこそ気を付けなければならないが、取り組んでいるときは、心に余裕があるときだと思う」

出前講座は5月に募集!

# 給付・年金第二担当からのお願い

## 1 被扶養者の資格確認をしてください。

被扶養者の収入が認定基準額を超えていて遡及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、子供等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくこととなりますので気を付けてください。

特別認定されている被扶養者については、毎年継続手続きを行っていますが、該当被扶養者が自営業等されている場合は、確定申告の写しを添付していただく事になります。また、該当被扶養者の配偶者が自営業等の場合も同様に添付してください。

※事業所得等における必要経費については、租税公課、減価償却費、接待交際費等は控除しないので気をつけてください。



## 2 退職者または人事異動等による転出者の組合員証について。

現在使用している組合員証等は、4月1日以降は速やかに元所属所に返還してください。4月1日以降、医療機関で受診する際には新しく加入した保険証を提示して窓口で変わった事を必ず伝えてください。被扶養者の方も同様となるので、新しく保険証が変わった事を必ず伝えて、当共済組合の被扶養者証も速やかに返還するようお願いいたします。

## 3 22歳の子供を扶養している方は手続きが必要です。

(平成30年3月31日で扶養手当が終了される被扶養者の方は、4月1日以降手続きが必要となるので速やかに必ず行ってください。)

★子供が22歳の年度末になり、扶養手当が終了したけれども、4月1日以降も大学生・大学院生等に在籍していて、当共済組合の扶養の継続を希望される場合は、普通認定から特別認定へ認定替の手続きが必要となります。(認定替の手続きは、福利厚生のおしおり16ページの(2)を参照してください。)

★就職等で認定取消をする場合は、被扶養者証を添付して速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。(取消手続きは、福利厚生のおしおり16ページの(2)を参照してください。)



## 4 新規認定は要件を備えた時から30日以内に必ず届け出をしてください。

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から30日以内に申告すれば、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定出来ます。例えば、出産した日から30日以内に申請すれば、その子の誕生日から被扶養者として認定できます。しかし、申告が30日を過ぎて届出をした場合、提出した日からの認定となりますので、その間の医療費については給付は行えないので申告が遅れないように十分気をつけてください。

給付・年金第二担当  
TEL (088) 621-3176

# 交通事故

などにあつた場合は



**保険証を使った場合は  
共済組合に連絡・  
書類提出が必要です!**

交通事故など、第三者の行為により受傷した場合であっても、組合員証や被扶養者証を使って医療機関で診療を受けることができますが、その場合は、共済組合に速やかに連絡したうえで、損害賠償申告書などを提出していただく必要があります。

交通事故など、第三者の行為によるケガや病気の治療

に要する費用は、本来、加害者（相手方）が負担すべきものです。組合員証等を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、本来加害者が負担すべき医療費を、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

提出いただく書類は、後日、共済組合から加害者（加害者の加入している保険会社）に対して医療費の請求を行う際に必要となるものですから必ず必要書類を提出してください。

自損事故の場合であっても、その確認のため必ず共済組合に連絡のうえ書類提出をお願いします。

## 提出書類

- 負傷（傷病）の原因報告書
  - 事故発生状況報告書
  - 損害賠償申告書
  - 交通事故証明書
- など



交通事故以外にも次のような場合は共済組合への連絡が必要です!

### 【例】

- 他人の飼い犬に咬まれた
- 子ども同士がケンカでケガをした
- スキーで他の人と衝突してケガをした

詳しくは【福利厚生のおしり】の36ページをご覧ください。

# 公務災害

(通勤災害)にあつたときは



公務中や通勤途中での事故などにより負傷したときは、災害補償制度の対象となる場合があります。

公務災害（通勤災害）に該当するような場合には、所属所を通じて公務災害の申請をしてください。

公務災害（通勤災害）に該当する場合には、組合員証又は被扶養者証は使用できません!!

医療機関を受診する際には、公務上(通勤途中など)のケガであることを伝え、関係連絡先へご連絡ください。

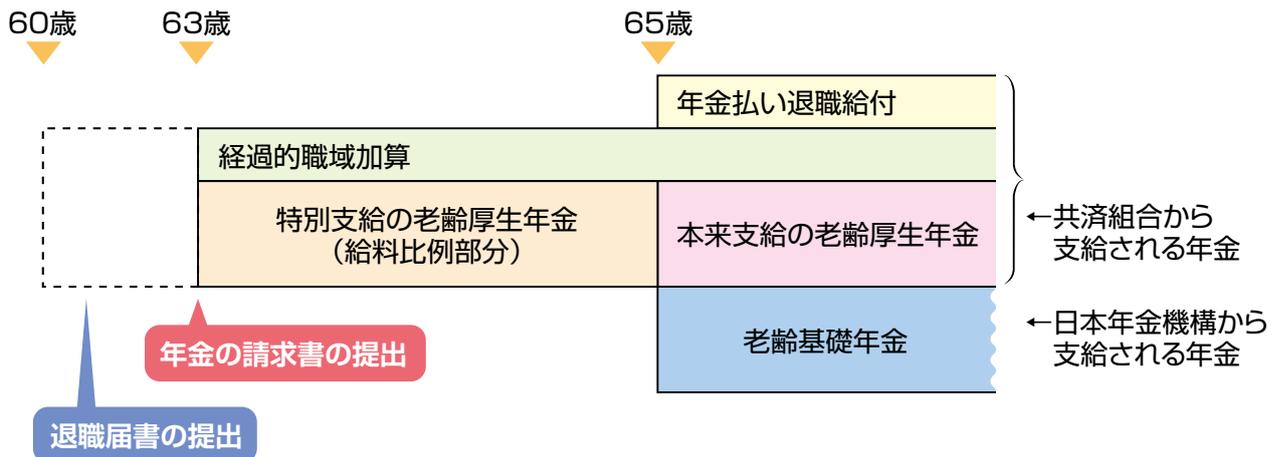
公務上の災害と認定された場合は、地方公務員災害補償基金より補償を受けることができ、自己負担なしで受診することができます。

# 年金に関するお知らせ

## 60歳で定年退職を迎える方の年金手続き

平成29年度末定年退職者（昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生）の年金支給開始年齢は下図のように63歳です。将来、年金を受け取るために、「年金待機者登録」を行っていただきます。それに必要な書類（「退職届書」等）は、1月中に所属所あて送付しました。

※待機者登録とは……将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）をデータとして登録する手続きです。



### ●支給開始年齢（63歳）での年金請求手続き

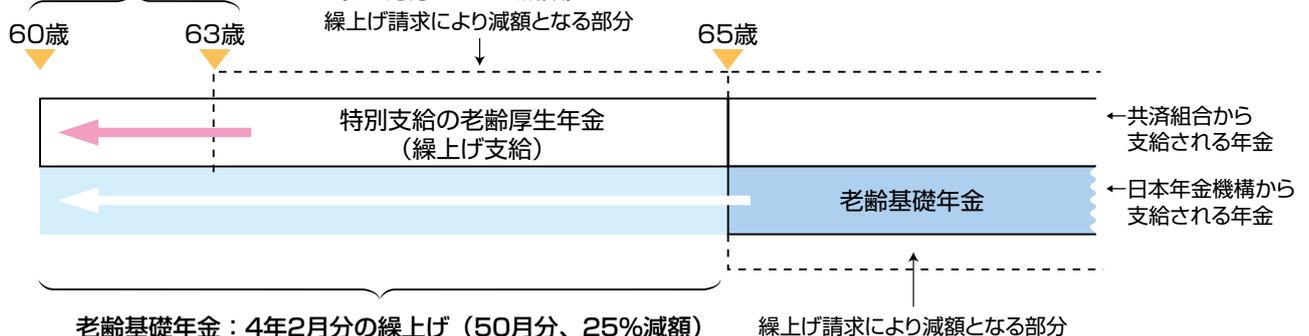
- 63歳の誕生月のおおむね2か月前にご自宅あてに年金請求書が届きます。年金請求書は、最終に加入した次の年金制度実施機関から送付されます。
  - 定年退職後、他の年金制度への加入がない方は、公立学校共済組合からの送付
  - 定年退職後、私学に勤務する方は、私学共済からの送付
  - 定年退職後、週3日勤務などで1号厚生年金に加入する方は、日本年金機構からの送付
- 被用者年金制度の一元化に伴い、複数の被用者年金制度に加入している場合、年金請求書をいずれか1つの年金制度実施機関へ提出すれば、全ての請求手続きが行えます。（ワンストップサービス）

## 年金の繰上げ請求をする場合

### 平成30年5月から繰上げ請求をした場合

例：昭和32年7月20生まれの方

特別支給の老齢厚生年金：2年2月分の繰上げ  
(26月分、13%減額)

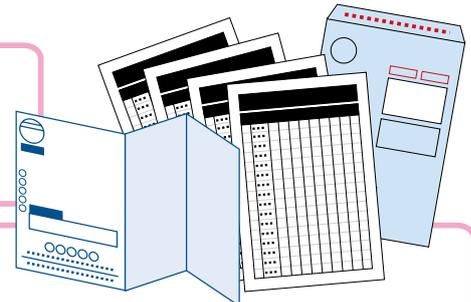


年金を繰上げ請求する場合、全ての年金を同時に繰上げ請求する必要があるため、老齢厚生年金だけではなく、老齢基礎年金や他の被用者年金制度に加入している場合、その年金についても同時に行う必要があります。

なお、繰上げ請求を行うと、それぞれの受給開始年齢から支給される年金が1月あたり0.5%減額となり、減額された年金が生涯続きますので、ご注意ください。

## 〈年金はいくらもらえるの?〉 「ねんきん定期便」で見込額が確認できます

組合員の皆さまに、ご自身の年金について理解を深めていただくため、年金加入期間や老齢年金の見込額などを記載した「ねんきん定期便」を毎年、送付しています。



**Q.いつ送られてくるの?**  
毎年1回、誕生月の下旬(1日生まれの方は誕生月の前月の下旬)に公立学校共済組合からご自宅に送付されます。

**Q.なにが書かれているの?**  
年金の加入期間や加入実績に応じた年金額が記載されています。  
公立学校共済組合以外の国民年金や厚生年金保険の加入期間に係る情報も記載しています。

年 齢 (送付するもの)		節目年齢の方 (封書)		節目年齢以外の方 (はがき)	
		35 歳・45 歳	59 歳	50 歳以上	50 歳未満
記載内容	年金見込額	作成時までの加入実績に基づいて算出した年金見込み額	現在の年金加入状況が60歳まで継続したものととして算出した年金見込額		作成時までの加入実績に基づいて算出した年金見込額
	保険料納付状況	作成時までの保険料納付状況		直近13か月分の保険料納付状況	
	年金加入期間	作成時までの年金加入期間			

**組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業**  
平成29年11月1日からリニューアル 公立学校共済組合

**教職員電話健康相談24**

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 **0120-24-8349**

○一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応  
○利用時間 1回20分程度

**介護電話相談** NEW

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 **0120-515-579**

月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回20分程度

**女性医師電話相談** NEW

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

通話料 無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

**Web相談(こころの相談)** NEW

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269  
○臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

**電話・面談メンタルヘルス相談**

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 **0120-783-269**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回50分程度  
○面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料  
○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施  
プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用できます(通話料無料)  
詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。  
トップページ-組合員専用ページ-健康相談事業のご案内

# 健康支援担当より



## ＊平成29年度 婦人がん検診の結果＊

平成29年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。

婦人がん検診全般の総合判定（要精密検査+要治療）は全体の5.4%となり、昨年度より0.3ポイント減少し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定（同）は全体の3%となり、昨年度より0.2ポイント増加しました。

また、乳がんの総合判定（同）は全体の9.8%となり、昨年度より1ポイント減少しました。

※要精密検査、要治療となった方につきましては、必ず医療機関で受診してください。

### ■実施結果

区 分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%
子 宮 細 胞 診	371	344	92.7	16	4.3	7	1.9	4	1.1
乳 腺	203	182	89.7	1	0.5	20	9.8	0	0
計	574	526	91.6	17	3	27	4.7	4	0.7

## 平成30年度の短期人間ドック等の募集について

先般、平成30年度の短期人間ドック等の募集をいたしました。平成30年度より脳ドックの対象年齢を「45歳以上から43歳以上」に引き下げました。

また、応募者多数のため、医療機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の医療機関になることがありますので、ご了承ください。

※今後も組合員数の減少や度重なる公務員給与の削減などにより、保健事業の財源も非常に厳しい状況が見込まれます。平成30年度も定期健康診断と人間ドック等の重複受診のないようにお願いします。

## お知らせ

平成30年度から公立学校共済組合徳島支部では、「健康読本」(QUPiO・クピオ)を配布します。

### 「QUPiO・クピオ」とは?

40歳以上の組合員を対象に、定期健康診断と人間ドックの健診結果を分析した、あなた専用の「健康読本」(通称QUPiO)を作成し、ご自宅に配布させていただきます。

あなたの生活習慣改善のヒントに、ご活用ください。

- ① 「健康年齢」は?
- ② 注意すべき生活習慣は?
- ③ 『QUPiO』からのアドバイス
- ④ おすすめ体験談&コラム

お知らせ  
します。

なお、配布時期は後日、所属所長あて連絡させていただきます。



# 平成30年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。平成30年度も是非、歯科健診を受診してください。

平成29年度の歯科健診の結果が、まとまりましたのでお知らせします。  
今年度は、1,463名の方が受診されました。

## 歯科健康診査結果集計表

### 健診者数

区分	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	362人	21人	47人	73人	221人
女	1101人	112人	194人	318人	477人
計	1463人	133人	241人	391人	698人

### 診査1 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	28.7本	28.5本	28.1本	27.6本
健全歯数	20.8本	17.8本	14.4本	12.3本
未処置歯数	1.1本	1.0本	0.6本	0.6本
処置歯数	6.8本	9.7本	13.1本	14.7本
欠損歯数	0.0本	0.1本	0.4本	0.8本
DMF	7.9本	10.8本	14.1本	16.1本



### 診査2 歯肉の状況（歯肉出血BOP）

0	健全	622人	42.5%
1	出血あり	841人	57.5%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

### 診査4 口腔清掃状態

1	良好	562人	38.4%
2	普通	800人	54.7%
3	不良	101人	6.9%

### 診査3 歯周病の状況（歯周ポケットPD）

0	健全	691人	47.2%
1	浅いポケット4～5mm	626人	42.8%
2	深いポケット6mm以上	146人	10.0%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

### 診査5 歯石の付着

1	なし	401人	27.4%
2	軽度あり	920人	62.9%
3	中等度以上あり	142人	9.7%

### 【判定区分】（重複）

1 異常なし 243人 16.6%

2 要指導 1076人 73.5%

a	出血1かつ歯周ポケット0	297人	20.3%
b	口腔清掃状態不良	107人	7.3%
c	歯石の付着あり（軽度、中等度以上）	933人	63.8%
d	歯科医療機関の受診状況等指導を要する	20人	1.4%

2 要精密 920人 62.9%

a	歯周ポケット1	579人	39.6%
b	歯周ポケット2	141人	9.6%
c	未処置歯あり	387人	26.5%
d	要補綴歯あり	81人	5.5%
e	詳しい検査や治療をする	15人	1.0%
f	その他の所見あり	15人	1.0%

要精検と判断された方は、全体の62.9%でした。

要精検と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。



# 特定保健指導を受けましょう!!



定期健康診断又は、人間ドックを受診していただいた結果、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった方々に対して、順次「特定保健指導利用券」（以下「利用券」）をご自宅に送付しています。

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患（心筋梗塞・心不全）や脳血管疾患（脳梗塞・脳出血）などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

共済組合では、SOMPOリスクアマネジメント株式会社に特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所（職場・自宅など）、都合のよい時間に保健師や管理栄養士等が出向き、保健指導を行います。（時間は30分程度で、土・日・祝日も可能です。）

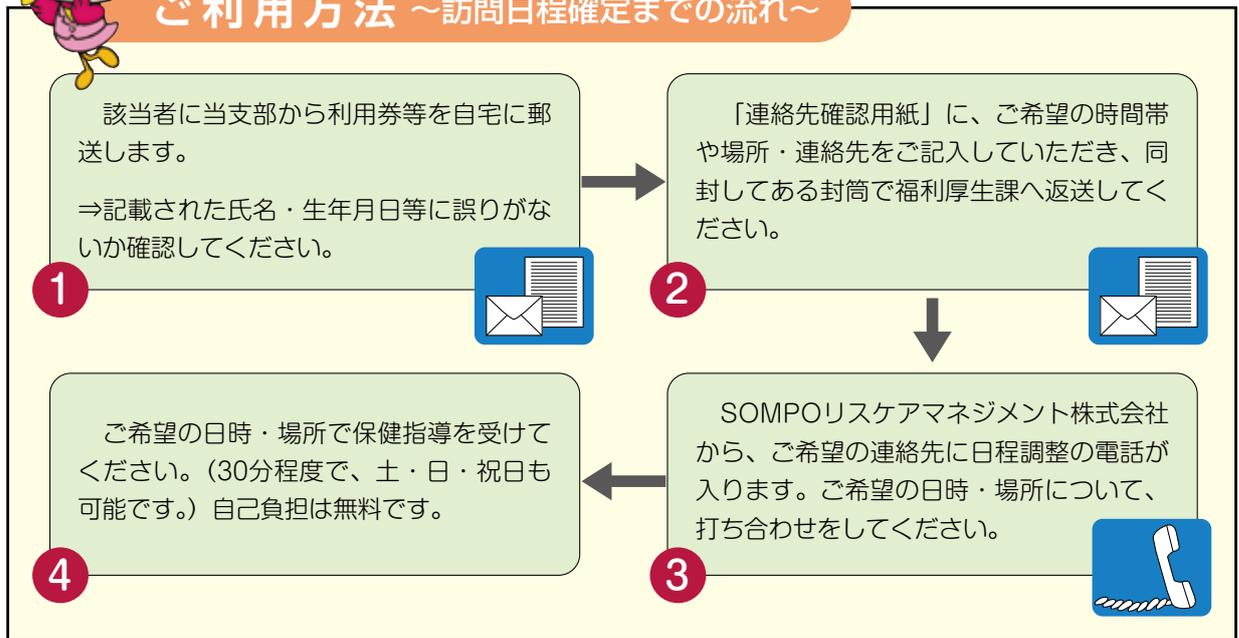
## 自己負担は無料です。

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診当日、その医療機関で保健指導を勧められた場合は、受診するようお願いいたします。



## ご利用方法 ~訪問日程確定までの流れ~



※なるべくご都合に合わせて訪問しますが、ご希望に添えない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

※土・日・祝日もご相談に応じます。

※被扶養者の方へも、該当者に利用券を送付していますので、ぜひご利用ください。

※上記の個別訪問型に代えて契約健診機関で受診することもできます。



お問い合わせ先／健康支援担当 TEL (088) 621-3179

## 教職員互助組合主催

平成29年度独身者交流支援事業 第2回目開催！  
徳島県警察職員互助会と共催

# ウィンターパーティー



昨年度始まって計3回目となるこの事業、担当Nの独断(?)で、今回はザ・グランドパレスにてアグネスペストリーブティックのスイーツパーティー！そして、警察職員互助会様との共催とすることができました。当女性組合員からのお申込は予想どおり多く、お断りさせていただいた方々、また、締切前後にお問合せいただいた方々にはご心配とご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

さてさてウィンターパーティーのご報告です。12月16日土曜日、クリスマス前の華やいだ雰囲気の下がり、男性27名(教職員2名・警察職員25名)と女性27名(教職員24名・警察職員3名)の計54名が、スイーツや飲み物をいただきながら交流を深めました。パーティー開始前から既に賑やかに話し声が聞こえて、中盤ではスイーツや飲み物を一緒に取りに行っている様子もたくさん見られました。話は席移動が滞るほど盛り上がりつつありますが、あっという間にお開きの時間になり、カップルは6組成立しました！カップル成立とならなかった方々にとっても、このパーティーが何かのきっかけになればと心からお祈りしています。

### ●参加された方々のご意見 (アンケート結果から抜粋)

・楽しかった。ケーキ(軽食)が美味しかった。

・(人数が多く1人と話す時間が少なかった)ので もっとゆっくり話したかった。

・参加者の年齢を区切ってほしい。



今回も楽しかった、また参加したいという好意的なご意見が多かったです。開催が忘年会の時期と重なり、会場の都合でパーティー自体の時間にゆとりがなく、また、申込が多かったため、ゆっくり話せる時間がとれませんでした。参加された方々のご意見や、今回の反省点を踏まえ、次回、皆様がより参加してみたいと思うイベントを企画・開催できるように努めたいと思います。

このことについてご意見等ございましたら互助組合までお願いします。担当：中川

● TEL 088-621-3177 ● info@toku-kyougo.or.jp ●

## いろいろな企業や団体に所属する独身者と出会いたい方はこちら

徳島県教職員互助組合は、平成28年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッジサポートセンター(略称：マリッサとくしま)」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体員限定のイベントに参加することができます。

★当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

★イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証(健康保険証)をご持参ください。

### ♥ マリッサとくしまについて

#### 【主な事業】

- ・マッチング：1対1のお見合い(会員登録料1万円(2年間有効))
- ・イベント：出逢いイベントやセミナー等(会員登録料 無料)

#### 【開所時間等】

- ・場 所：とくぎんトモニプラザ(県青少年センター) 4階
- ・開所時間：月曜・火曜・金曜 12:00~20:00  
土曜・日曜・祝日 10:00~18:00  
(水曜・木曜は休み(祝日の場合は開所)。年末年始は休み)
- ・電話番号：088-656-1002
- ・ファックス：088-656-1008
- ・ホームページ：https://www.msc-tokushima.jp
- ・メー ル：msc@marissa-tokushima.com



## 互助組合からのお知らせ

### カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

平成30年度も「カタログギフト」を選択肢に加えています！

平成28年度から様式を変更しております。特にカタログギフトを選択する場合は新様式をお使いくださいますようお願いいたします。

※カタログギフトの選択肢は増えますが、現金給付との併用はできません。

※前年度のカタログギフトの請求はできません。

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布します。「平成30年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

#### カフェテリアプラン助成対象一覧表

項目	項目番号	事業（メニュー）内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの（例）	助成対象でないもの（例）
自己啓発	1	自己啓発のための講座（通信講座）を受講した。	組合員	講座の受講料（通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む）	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学（通信・夜間・放送大学も含む）で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学期、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得（卒業）を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料（講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む） 受験料 免許更新費用 （自動車運転免許以外）	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
3	自己啓発用の書籍を購入した。	自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費（領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記してください）	漫画・週刊誌・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料 等 図書カード・商品券・ポイントで購入した分		
	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。	自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料		
健康維持	4	人間ドックを受診した。	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用	
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。	インフルエンザ予防接種費用（予防接種名の記入）	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用	
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。	インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸（殺菌・消毒作用が明記されたもの）	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、 予防でないもの	
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。	各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボウリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設	
		各種スポーツ大会に参加した。 スポーツ教室を受講した。	各種スポーツ大会参加料 各種スポーツ教室受講料	大会の参加料 スポーツ教室の受講料	（大会終了後に申請書を提出してください） スポーツ用品・健康器具	
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	介護ヘルパー・デイサービス代（介護保険サービス適用外の費用）	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品（車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般） 介護保険サービスの適用となる費用	
	7	保育所（園）・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。	一時保育・ベビーシッター代	一時保育代		
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した。	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動（承認書類の写しの添付が必要です）		
	9	芸術・文化鑑賞をした。 スポーツ観戦をした。 アミューズメント施設を利用した。	入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等		
		芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。	芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料	
		展覧会などに出席した。 囲碁等の大会に参加した。	大会参加料（出展料）	大会参加料（出展料）	応募にかかる郵送料 材料・運搬費・交通費 公務での出展	
10	旅行をした。（公務出張等に係る旅行は除く）	組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等 被扶養者のみの旅行	
教員免許の更新	11	教員免許を更新した。	払込受領証 大学が発行する領収証			
その他	12	カタログギフト	組合員	止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する。 <b>（他の項目との重複請求不可）</b> カタログギフト（本年度の冊子名は「平成30年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。カタログの内容はカタログ取扱会社ホームページ等でご確認ください。） 〔申込について〕 年3回（6月・10月・2月）の月末日に申込を締切り（必着）、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。記入必要事項：「申請金額～項目11」の欄以外すべて（個人印、所属印も必要です） 〔注意事項〕・カタログギフトの当組合への申込の最終締切は毎年度2月末日（必着）です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。		

提出前にご確認を！

- \* 旅行経費で高速道路を利用した場合
  - ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
  - ②ETC以外→「領収書」のみ可、「利用証明書」は不可
- \* 旅行経費の領収書が複数人となっている場合は**申立書**も提出してください。
- \* **駐車料金や飲食代は対象外**です。(例えば、ホテル宿泊、ディナークルーズ、ディナーショー、食べ飲み放題ツアー、ワンドリンク制のライブなどは対象外部分を除いてご請求ください。)
- \* 自己啓発用書籍の領収書について、助成対象と推測される書籍のジャンルが記載されている場合 (**ジャンルの手書き不可**) は書籍名を記入しなくてもよいこととします。  
(例) 教育、文学、医学、文庫 など  
※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。  
※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となることがありますので書名の記載をお願いします。
- \* カード払いの場合 (領収書が出ないとき)  
支払の内容がわかるもの (明細書等) と、確かに支払ったということがわかるもの (カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー) を添付してください。  
その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。
- \* 講座料、スポーツ施設利用料などは、**いつ受講 (利用) されたか**を領収書に書いてもらうか、様式の余白に記載してください。  
また、**回数券を購入された場合は、券を利用した日を全て記載**してください。  
基本的には受講や利用などの「活動」が終了した後に助成金を送金します。

カフェテリアプラン

よくある質問  
に答えてみる  
コーナー

Q. 絵本はOKですか？ 児童書は？ 教科書は教材研究だからいいですよね？

A. 絵本や児童書、教科書が対象であるかと言うより、カフェテリアプラン助成金での書籍購入全般のポイントは「**自己啓発であるか否か**」なのです。提出される領収書に書かれている書名 (書名がなければご記入をお願いします) をご覧になって、まずそのポイントに照らし合わせてください。もし、子どもなど自分以外の人のための本なら対象外です。こちらはレシートだけを見て自己啓発用かどうか判断できない例も多いので、自己啓発のための書籍であるならば余白にその旨申し立ててくださればと思います。

第21回 ニューイヤーコンサート  
～クラシック名曲の調べ～

とき：平成30年2月10日(土)

(一財) 徳島県教職員互助組合では、去る2月10日徳島文理大学むらさきホールにおいて、教育文化の振興を図るための公益事業「ニューイヤーコンサート」を (公財) 徳島県文化振興財団、徳島県、文化立県とくしま推進会議との共催で開催いたしました。



今年度も指揮に、日本を代表する指揮者であり、とくしま記念オーケストラの音楽監督でもある秋山和慶氏を迎え、とくしま記念オーケストラの演奏とともに、昨年演奏活動55周年を迎えた国際的ヴァイオリニスト前橋汀子氏によるヴァイオリン独奏も披露されました。

ワーグナー『「ニュルンベルクのマイスタージンガー」第一幕への前奏曲』や、前橋氏の円熟味あふれた優美なヴァイオリン演奏によるメンデルスゾーン「ヴァイオリン協奏曲ホ短調作品64」、ドヴォルザーク「交響曲第9番ホ短調作品95『新世界より』」の名曲の数々に圧倒された観客からは、アンコールの拍手が鳴り止みませんでした。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる (一財) 徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス (半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

互助組合へのお問い合わせは TEL 088-621-3177 まで

平成30年1月から 平成29年4月に引きつづいてさらに

## 互助組合貸付利率が引き下げられています

平成29年12月償還分まで  
一般貸付 年利1.7%

平成30年1月償還分から  
年利1.26%  
(保険料込み)

貸付限度額200万円。  
ちょっと資金が必要なとき…互助組合の貸付をお忘れなく!!!  
申込事由 NO.1 の生活資金、自動車購入資金、教育資金など

- ★平成30年1月以降の新規申込の方から新利率が適用されています。
- ★該当者には既にお知らせしていますが、平成29年以前から借り受け中の方にも新利率を適用しています。返済方法や残回数など、貸付申込時の条件は変更しません。
- ★利率以外の変更はありません。
- ★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合で、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。(24回償還後は借替できます。)
- ★共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。  
「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK!

### …………… **必見!** 互助組合の貸付事業についておさらい ……………

- ★貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など
- ★申込事由が「生活資金」なら添付書類不要(但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回)

日に余裕を  
もってのご提出を  
お願いいたします。

#### お申込以降の流れ

- 1 お申込 毎月25日(2月と12月は21日)までに互助組合(県教委福利厚生課内)に申込書等(※)を提出してください。  
※申込書等提出書類 ①~③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・押印してください。
  - ①申込書 申込者の印、所属長の印が必要です。
  - ②借用証書 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に収入印紙(証紙ではありません)を貼付・割印してください。
  - ③貸付保険にかかる個人情報に関する同意書
  - ④申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。  
例:「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のしおり」に記載しています。
- 2 申込受付後、事務局で審査・貸付決定
- 3 貸付決定通知を申込者に送付(基本的には所属経由)
- 4 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金
- 5 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

お問い合わせ  
書類送付先

Tel 088-621-3177 (「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。)  
ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>  
〒770-8570 徳島市万代町1-1  
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合

「国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立等を求める陳情署名」へのご協力ありがとうございました

おかげさまで4,979筆の署名が集まりました。平成30年2月22日、この署名簿により、他県の教育関係互助団体とともに国会への陳情行動を行い、皆様の意思をお伝えしました。

署名総数(全国): 531,583筆